

平成 21 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名：ナカイ株式会社
代表者名：代表取締役社長 中飯 純子
(コード：9864 上場取引所 大阪第二部)
問合せ先：取締役管理部長 仁木 稔
(TEL：088-655-0001)

アックス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 16 日開催の取締役会において、アックス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(平成 21 年 2 月 16 日現在)

(1) 商 号	アックス株式会社	
(2) 事 業 内 容	医薬品、化粧品、生活雑貨、酒類、スポーツ用品等の販売事業及び酒類、食品、生活雑貨等の輸出入事業	
(3) 設 立 年 月 日	平成 18 年 4 月 3 日	
(4) 本 店 所 在 地	徳島県徳島市山城西四丁目 2 番地	
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役 久岡 卓司	
(6) 資 本 金	9,000 万円	
(7) 大株主及び持株比率	久岡 卓司 100%	
(8) 公開買付者と当社の関係等	資 本 関 係	該当事項ありません。
	人 的 関 係	該当事項ありません。
	取 引 関 係	該当事項ありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項ありません。

2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

当社は、平成 21 年 2 月 16 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議しております。したがって、当社は、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨いたします。

当社は、昭和 30 年 7 月に建具製造販売業「中飯商店」を創業し、ホームセンター部門において住居・生活関連商品の小売販売及びリフォーム、生鮮食料品部門において生鮮食品の小売販売を行っております。

当社が属するホームセンター業界におきましては、市場の拡大余地が限られてきており、大手各社は相次いで地方商圏や小商圏へ参入し、全国的にオーバーストア化が進行しております。また、ドラッグストアなど他業態における店舗大型化等に伴い重複する取扱品目が増加したため競合が一段と激化しており、厳しい経営環境が続いております。平成 16 年 3 月期以降継続的な営業損失を計上し、また、四国地区以外の店舗閉鎖等に伴う損失計上により、平成 19 年 3 月期、平成 20 年 3

月期と重要な当期純損失を計上しております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

また、平成 20 年 10 月には同年 9 月の株式の月末時価総額が 5 億円未満となったため、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の株券上場廃止基準（上場株券に係る時価総額基準）に抵触し、上場廃止猶予期間に入りました。当該上場廃止基準（時価総額基準）については、平成 21 年 1 月から 12 月までの間、5 億円から 3 億円に変更されています。なお、上記の上場廃止猶予期間については、平成 20 年 10 月から 12 月までの間、一時的に適用が停止されたこと及び当社が平成 21 年 2 月 16 日に大阪証券取引所の株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 4 号に定める書面（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他大阪証券取引所が必要と認める事項を記載した書面）を提出したことにより、平成 21 年 9 月 30 日までとなっております。厳しい経営環境に鑑みて上記の諸策の成果が出るには時間がかかるうえ、昨今の稀にみる経済情勢及び株式市況からすると、当社株式の上場維持の可能性については予断を許さない状況にあると言えます。

一方、公開買付者は、徳島県、香川県を基盤とし「私たちは、美・健康・ゆとりなどの側面からお客様の暮らしの質的向上を応援する」ことをミッションに、ドラッグストア（店舗名称：チャーリー）、生活雑貨店（店舗名称：アレックスコンフォート、プラザアレックス、文具館チャーリー）、スポーツショップ（店舗名称：アレックススポーツ）、リカーショップ（店舗名称：アワーリカー）など 4 業態で 22 店舗を経営しております。また、酒類、食品、生活雑貨等の輸入卸売業（セルバ事業本部）も営んでおります。

このような状況の中、当社は、当社の再建を実現するための施策として、公開買付者との間で、資本業務提携について慎重に検討を重ねてきました。公開買付者は、大手チェーンストアの寡占化が進んでいるドラッグストア業界において、独自のノウハウの蓄積により、差別化を図り成長を続けております。そのノウハウをホームセンター業界に応用することで、当社も十分に利益を上げることが可能であると考えております。また、商圈が重複しない店舗については、公開買付者が得意とするカテゴリー（化粧品、医薬品など）の商材を当社に導入することにより、新たな顧客を誘引でき売上拡大が見込まれます。逆に、公開買付者についても、同様の効果が期待できます。既に商圈が重複する地域に出店している店舗においては、同地域の顧客に共同での販促活動が可能であります。今後は、両者が同一の施設に共同して出店することが可能であり、公開買付者の小売 4 業態にホームセンター業態を加えた 5 業態での複合商業施設を単独で構築することもできます。また、その 5 業態を組み合わせ、出店地域、立地に合わせてアレンジした商業施設の展開も検討していきます。

さらに、両者は、重複する取扱品目について交渉窓口を一本化し共同仕入れを行うことにより、仕入原価の引き下げが期待できます。管理部門においては、経理、財務、人事、総務などの共同化及び情報処理システム等のインフラを共有することによりコスト削減が図れます。

このように、当社は、本公開買付け及び公開買付者との間での資本業務提携の実現は、当社の再建を実現する施策として当社にとって有益であり、長期的な企業価値向上に資するものと判断しました。

また、当社は、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である日興コーディアル証券株式会社に対し、本公開買付けにおける当社の買付価格の参考とするために、当社の株式価値の算定を依頼し、平成 21 年 2 月 9 日に株価算定書を取得しました。日興コーディアル証券株式会社は当該株価算定書において、市場株価平均法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」）による分析を行い、各手法による当社 1 株当たりの株価結果は、市場株価平均法で 24 円～25 円、DCF 法で 34 円～45 円でありました。かかる算定結果及び算定過程は、合理的で信頼できると考えられます。

本公開買付けの買付価格 32 円は、平成 21 年 2 月 13 日の大阪証券取引所市場第二部における当社株式の終値 24 円、平成 21 年 2 月 13 日までの直近 1 ヶ月間終値単純平均 24 円（小数点以下四捨五入）及び直近 3 ヶ月間終値単純平均 25 円（小数点以下四捨五入）に対して、それぞれ、約

33.3%、約 33.3%、約 28.0%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた額に相当しています。

以上のとおり、本公開買付けの買付価格 32 円は、当社の市場価格に鑑み十分なプレミアムが確保できているものと考えられることから、本公開買付けに関する諸条件が公正かつ妥当と判断し、平成 21 年 2 月 16 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨を決議しております。

なお、当社代表取締役である中飯純子氏については、(i)当社の普通株式 2,125 千株（発行済株式総数に対する割合 17.92%）を保有する大株主であって、かつ、(ii)公開買付者との間で、その保有する当社の普通株式について本公開買付けに応募する旨の合意をしており、当社と利益が相反する可能性が否定できないことから、決議の公正性を担保するために、上記の取締役会に出席しておりません。

(2) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の株式は、現在、大阪証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けにおいては買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所市場第二部の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に適用ある法令に従い、当社を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には当社の株式は上場廃止になります。上場廃止後は、当社株式を大阪証券取引所において取引することはできません。

なお、上記「(1) 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、当社の株式は、平成 21 年 9 月 30 日までの期間において、毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が 3 億円以上にならないときは上場廃止になります。

(3) 重要な合意に関する事項

本公開買付けにあたり、公開買付者は、当社の代表取締役社長であり大株主である中飯純子氏（保有株式数 2,125 千株、発行済株式総数に対する保有株式数の割合（以下「保有割合」といいます。）17.92%）、当社の大株主である中飯マツエ氏（保有株式数 404 千株、保有割合 3.41%）、ナカイインタナショナル有限会社（保有株式数 2,778 千株、保有割合 23.43%）、エール株式会社（保有株式数 1,170 千株、保有割合 9.87%）、ナカイ興産有限会社（保有株式数 353 千株、保有割合 2.98%）、有限会社エヌエフジー（保有株式数 332 千株、保有割合 2.80%）との間で、平成 21 年 2 月 16 日付で「公開買付応募契約書」を締結しており、かかる契約に基づき、各々が保有する全ての当社株式（保有株式数合計 7,162 千株、保有割合 60.41%）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

また、公開買付者は、現時点において、本公開買付け成立後、グループ一体となって経営を強化するため当社の役員構成の変更を予定しております。具体的には、公開買付者の代表取締役久岡卓司氏が当社の取締役に就任することを予定しております。上記以外の役員の変更等は今後当社と協議のうえ変更する可能性があります。現在、その詳細については決定しておりません。

(4) 公正性を担保するための措置

当社は、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である日興コーディアル証券株式会社に対し、本公開買付けにおける当社の買付価格の参考とするために、当社の株式価値の算定を依頼し、平成 21 年 2 月 9 日に株価算定書を取得しました。日興コーディアル証券株式会社は当該株価算定書において、市場株価平均法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」）による分析を行い、各手法による当社 1 株当たりの株価結果は、市場株価平均法で 24 円～25 円、DCF 法で 34 円～45 円でありました。かかる算定結果及び算定過程は、合理的で信頼できると考えられます。

本公開買付けの買付価格 32 円は、平成 21 年 2 月 13 日の大阪証券取引所市場第二部における当

社株式の終値 24 円、平成 21 年 2 月 13 日までの直近 1 ヶ月間終値単純平均 24 円（小数点以下四捨五入）及び直近 3 ヶ月間終値単純平均 25 円（小数点以下四捨五入）に対して、それぞれ、約 33.3%、約 33.3%、約 28.0%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた額に相当しています。

以上のとおり、本公開買付けの買付価格 32 円は、当社の市場価格に鑑み十分なプレミアムが確保できているものと考えられることから、本公開買付けに関する諸条件が公正かつ妥当と判断し、平成 21 年 2 月 16 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨を決議しております。

なお、当社代表取締役である中飯純子氏については、(i) 当社の普通株式 2,125 千株（発行済株式総数に対する割合 17.92%）を保有する大株主であって、かつ、(ii) 公開買付者との間で、その保有する当社の普通株式について本公開買付けに応募する旨の合意をしており、当社と利益が相反する可能性が否定できないことから、決議の公正性を担保するために、上記の取締役会に出席しておりません。

(5) 株主に対して当該買付け等に応募することを勧めることが妥当であると判断した根拠

当社は、本公開買付けの実施について、上記「(1) 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に基づき、本公開買付けに賛同の意を表明する旨を決議いたしました。したがって、当社は、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨いたします。

(6) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者によると、公開買付者は、本公開買付け後の組織再編等について、以下の方針を有しております。

公開買付者は、当社の全株式を取得し完全子会社化することを企図しております。このため本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。しかしながら本公開買付けが成立したものの、当社の全株式を取得できなかったときは、公開買付者は、以下の方法により、当社を 100% 子会社化することを計画しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、①普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の当社株式を交付することを付議議案に含む株主総会の開催を当社に要請する予定です。

上記各手続きが実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式（自己株式を除く。）は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得され、当社の株主には当該取得の対価として別個の当社株式が交付されることとなりますが、当社の株主で交付されるべき当該当社株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続きに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却の結果当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。

また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は本日現在未定であります。当社が公開買付者の完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(i) 少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他

の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続き等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、上記方法については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株式所有割合及び公開買付者以外の当社株主の当社株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者以外の当社の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しておりますが、その場合の具体的な手続きについては、公開買付者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

(7) 今後の見通し

公開買付者は、現時点において、本公開買付け成立後、グループ一体となって経営を強化するため当社の役員構成の変更を予定しております。具体的には、公開買付者の代表取締役久岡卓司氏が当社の取締役役に就任することを予定しております。上記以外の役員の変更等は今後当社と協議のうえ変更する可能性があります。現在、その詳細については決定しておりません。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

以 上

添付資料

公開買付者の「ナカイ株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

添付資料

平成 21 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名：アクサス株式会社

代表者名：代表取締役 久岡 卓司

問合せ先：経営管理部 片岡 孝博

(TEL：088-652-5536)

ナカイ株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 21 年 2 月 16 日、ナカイ株式会社（コード番号： 9864 大阪証券取引所市場第二部、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

（本公開買付けを実施する背景及び理由並びに意思決定の過程）

公開買付者は、徳島県、香川県を基盤とし「私たちは、美・健康・ゆとりなどの側面からお客様の暮らしの質的向上を応援する」ことをミッションに、ドラッグストア（店舗名称：チャーリー）、生活雑貨店（店舗名称：アレックスコンフォート、プラザアレックス、文具館チャーリー）、スポーツショップ（店舗名称：アレックススポーツ）、リカーショップ（店舗名称：アワーリカー）など 4 業態で 22 店舗を経営しております。また、酒類、食品、生活雑貨等の輸入卸売業（セルバ事業本部）も営んでおります。

一方、対象者は、昭和 30 年 7 月に建具製造販売業「中飯商店」を創業し、ホームセンター部門において住居・生活関連商品の小売販売及びリフォーム、生鮮食料品部門において生鮮食品の小売販売を行っております。

対象者が属するホームセンター業界におきましては、市場の拡大余地が限られてきており、大手各社は相次いで地方商圈や小商圈へ参入し、全国的にオーバーストア化が進行しております。また、ドラッグストアなど他業態における店舗大型化等に伴い重複する取扱品目が増加したため競合が一段と激化しており、厳しい経営環境が続いております。平成 16 年 3 月期以降継続的な営業損失を計上し、また、四国地区以外の店舗閉鎖等に伴う損失計上により、平成 19 年 3 月期、平成 20 年 3 月期と重要な当期純損失を計上しております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

また、平成 20 年 10 月には同年 9 月の株式の月末時価総額が 5 億円未満となったため、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の株券上場廃止基準（上場株券に係る時価総額基準）に抵触し、上場廃止猶予期間に入りました。当該上場廃止基準（時価総額基準）については、平成 21 年 1 月から 12 月までの間、5 億円から 3 億円に変更されています。なお、上記の上場廃止猶予期間については、平成 20 年 10 月から 12 月までの間、一時的に適用が停止されたこと及び対象者が平成 21 年 2 月 16 日に大阪証券取引所の株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 4 号に定める書面（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他大阪証券取引所が必要と認める事項を記載した書面）を提出したことにより、平成 21 年 9 月 30 日までとなっております。厳しい経営環境に鑑みて上記の諸策の成果が出るには時間がかかるうえ、昨今の稀にみる経済情勢及び株式市況

からすると、対象者株式の上場維持の可能性については予断を許さない状況にあると言えます。

このような状況の中、公開買付者は、対象者との間で資本業務提携について慎重に検討を重ねてきました。公開買付者は、大手チェーンストアの寡占化が進んでいるドラッグストア業界において、独自のノウハウの蓄積により、差別化を図り成長を続けております。そのノウハウをホームセンター業界に応用することで、対象者も十分に利益を上げることが可能であると考えております。また、商圏が重複しない店舗については、公開買付者が得意とするカテゴリー（化粧品、医薬品など）の商材を対象者に導入することにより、新たな顧客を誘引でき売上拡大が見込まれます。逆に、公開買付者についても、同様の効果が期待できます。既に商圏が重複する地域に出店している店舗においては、同地域の顧客に共同での販促活動が可能であります。今後は、両者が同一の施設に共同して出店することが可能であり、公開買付者の小売4業態にホームセンター業態を加えた5業態での複合商業施設を単独で構築することもできます。また、その5業態を組み合わせ、出店地域、立地に合わせてアレンジした商業施設の展開も検討していきます。

さらに、両者は、重複する取扱品目について交渉窓口を一本化し共同仕入れを行うことにより、仕入原価の引き下げが期待できます。管理部門においては、経理、財務、人事、総務などの共同化及び情報処理システム等のインフラを共有することによりコスト削減が図れます。

このように、公開買付者は、対象者の発行済株式総数（自己株式を除く。）の全ての取得を目指した公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）及び対象者との間での資本業務提携の実現は、双方にとって有益であり、長期的な企業価値向上に資するものと判断し、本公開買付けを実施することといたしました。さらに、対象者を完全子会社とし上場廃止することにより、上場コストの削減効果を期待できること及びスピーディな意思決定が可能となることなどのメリットが生まれるものと考えております。

（本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について））

公開買付者は、対象者の全株式を取得し完全子会社化することを企図しております。このため本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。しかしながら本公開買付けが成立したものの、対象者の全株式を取得できなかったときは、公開買付者は、以下の方法により、対象者を100%子会社化することを計画しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、①普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の対象者株式を交付することを付議議案に含む株主総会の開催を対象者に要請する予定です。

上記各手続きが実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式（自己株式を除く。）は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得され、対象者の株主には当該取得の対価として別個の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主で交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続きに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却の結果当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。

また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は本日現在未定であります。対象者が公開買付者の完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(1) 少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株

式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(2)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続き等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、上記方法については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株式所有割合及び公開買付者以外の対象者株主の対象者株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者以外の対象者の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しておりますが、その場合の具体的な手続きについては、対象者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

(上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由)

対象者の株式は、現在、大阪証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けにおいては買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所市場第二部の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に適用ある法令に従い、対象者を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には対象者の株式は上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株式を大阪証券取引所において取引することはできません。

なお、上記「(本公開買付けを実施する背景及び理由並びに意思決定の過程)」に記載のとおり、対象者の株式は、平成 21 年 9 月 30 日までの期間において、毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が 3 億円以上にならないときは上場廃止になります。

① 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商 号	ナカイ株式会社		
② 事 業 内 容	ホームセンター事業、生鮮食料品事業等		
③ 設 立 年 月 日	昭和 30 年 7 月		
④ 本 店 所 在 地	徳島県徳島市沖浜東三丁目 62 番地		
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中飯 純子		
⑥ 資 本 金	3,596,500 千円 (平成 20 年 9 月 30 日現在)		
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 20 年 9 月 30 日現在)	ナカイインタナショナル有限会社		23.43%
	中飯純子		17.92%
	エール株式会社		9.87%
	株式会社四国銀行		3.69%
	株式会社阿波銀行		3.60%
	株式会社三菱東京UFJ銀行		3.51%
	中飯マツエ		3.41%
	ナカイ取引先持株会		3.03%
	ナカイ興産有限会社		2.98%
⑧ 公開買付者と対象者の関係等 (平成 21 年 2 月 16 日現在)	有限会社エヌエフジー		2.80%
	資 本 関 係	該当事項ありません。	
	人 的 関 係	該当事項ありません。	
	取 引 関 係	該当事項ありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項ありません。	

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 21 年 2 月 17 日（火曜日）から平成 21 年 3 月 17 日（火曜日）まで（21 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は 30 営業日、平成 21 年 3 月 31 日（火曜日）までとなります。

③ 期間延長の確認連絡先

確認連絡先	アクサス株式会社 徳島県徳島市山城西四丁目 2 番地 088 (652) 5555（代表） 経営管理部 片岡 孝博
確認受付時間	平日 10 時から 17 時まで

（3）買付け等の価格 1 株につき金 32 円

（4）買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け価格の決定にあたり参考にするため、フィナンシャルアドバイザーで第三者算定機関でもある新光証券株式会社（以下「新光証券」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。新光証券は市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）により対象者の株式にかかる価値分析を行いました。

i 市場株価平均法では、平成 21 年 2 月 6 日を基準日として、大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の基準日終値 24 円、直近 1 ヶ月間終値単純平均 25 円、直近 3 ヶ月間終値単純平均 25 円を基に株式価値を評価し、1 株あたりの株式価値の範囲を 24 円から 25 円までと分析しております。

ii DCF 法では、対象者の事業計画に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値及び株式価値を評価し、1 株あたりの株式価値の範囲を 23 円から 31 円までと分析しております。

公開買付者は、上記分析結果を参考に、対象者との間で生み出されるシナジー効果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例を踏まえ、さらに対象者の代表取締役社長であり対象者の大株主である中飯純子氏との協議・交渉の結果を総合的に勘案し、平成 21 年 2 月 16 日開催の取締役会において、本公開買付けにおける対象者株式にかかる買付け価格を 1 株あたり 32 円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付け価格は、平成 21 年 2 月 13 日の大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値 24 円、平成 21 年 2 月 13 日までの直近 1 ヶ月間終値単純平均 24 円（小数点以下四捨五入）及び直近 3 ヶ月間終値単純平均 25 円（小数点以下四捨五入）に対して、それぞれ約 33.3%、約 33.3%、約 28.0%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた額に相当しています。

② 算定の経緯

公開買付者は、平成 20 年 11 月以降、対象者との間で、資本業務提携について慎重に検討を重ねてきました。公開買付者は、大手チェーンストアの寡占化が進んでいるドラッグストア業界において、独自のノウハウの蓄積により、差別化を図り成長を続けております。そのノウハウをホームセンター業界に応用することで、対象者も十分に利益を上げることが可能であると考えております。

また、商圈が重複しない店舗については、公開買付者が得意とするカテゴリー（化粧品、医薬品など）の商材を対象者に導入することにより、新たな顧客を誘引でき売上拡大が見込まれます。逆に、公開買付者についても、同様の効果が期待できます。既に商圈が重複する地域に出店している店舗においては、同地域の顧客に共同での販促活動が可能であります。今後は、両者が同一の施設に共同して出店することが可能であり、公開買付者の小売４業態にホームセンター業態を加えた５業態での複合商業施設を単独で構築することもできます。また、その５業態を組み合わせ、出店地域、立地に合わせてアレンジした商業施設の展開も検討していきます。

さらに、両者は、重複する取扱品目について交渉窓口を一本化し共同仕入れを行うことにより、仕入原価の引き下げが期待できます。管理部門においては、経理、財務、人事、総務などの共同化及び情報処理システム等のインフラを共有することによりコスト削減が図れます。

このように、公開買付者は、本公開買付け及び対象者との間での資本業務提携の実現は、双方にとって有益であり、長期的な企業価値向上に資するものと判断し、本公開買付けを実施することといたしました。

公開買付者は、本公開買付けにおける買付価格の決定にあたり、平成 21 年 1 月に第三者算定機関として新光証券を選定して、対象者の株式価値算定を依頼し、平成 21 年 2 月 9 日付で新光証券から株式価値算定書を受領しております。

新光証券は市場株価平均法及び DCF 法により対象者の株式価値算定を行っており、それぞれの手法によって算定された対象者株式 1 株あたりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：24 円～25 円

DCF 法：23 円～31 円

公開買付者は、対象者に対しデュー・デリジェンスを行うとともに、上記分析結果を参考に、対象者との間で生み出されるシナジー効果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例を踏まえ、さらに対象者の代表取締役社長であり対象者の大株主である中飯純子氏との協議・交渉の結果を総合的に勘案し、平成21年2月16日開催の取締役会において、本公開買付けにおける対象者株式にかかる買付価格を 1 株あたり32円と決定いたしました。

一方、対象者は、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である日興コーディアル証券株式会社に対し、本公開買付けにおける対象者の買付価格の参考とするために、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成21年2月9日に株価算定書を取得しました。日興コーディアル証券株式会社は当該株価算定書において、市場株価平均法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」）による分析を行い、各手法による当社 1 株当たりの株価結果は、市場株価平均法で24円～25円、DCF 法で34円～45円でありました。対象者は、本公開買付けの買付価格32円は、対象者の市場価格に鑑み十分なプレミアムが確保できているものと考え、本公開買付けに関する諸条件が公正かつ妥当と判断し、平成21年2月16日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨を決議しております。

なお、対象者代表取締役である中飯純子氏については、(i)対象者の普通株式2,125千株（発行済株式総数に対する割合17.92%）を保有する大株主であって、かつ、(ii)公開買付者との間で、その保有する対象者の普通株式について本公開買付けに応募する旨の合意をしており、対象者と利益が相反する可能性が否定できないことから、決議の公正性を担保するために、上記の取締役会に出席しておりません。

③ 算定機関との関係

新光証券は、公開買付者の関連当事者には該当いたしません。

（５）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,800,000（株）	7,800,000(株)	—(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である 7,800,000 株に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。したがって、本公開買付けにおける公開買付者が取得する株券等の数の最大の数値は、対象者の平成 21 年 2 月 13 日提出の第 51 期第 3 四半期報告書に記載された平成 20 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 (11,856,000 株) から、対象者の上記第 3 四半期報告書に記載された対象者の保有する自己株式 (157,000 株) を控除した株式数 (11,699,000 株) です。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	7,800 個	(買付け等後における株券等所有割合 66.67%)
対象者の総株主の議決権の数	11,588 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (7,800,000株) に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成21年2月13日提出の第51期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び株式会社証券保管振替機構名義の株式についても対象としておりますので、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第3四半期報告書に記載された総株主の議決権の数11,588個に、対象者の上記第3四半期報告書に記載された単元未満株式 (107,000株) に係る議決権の数である107個及び株式会社証券保管振替機構名義の株式 (4,000株) に係る議決権の数である4個を加算し、「対象者の総株主等の議決権の数」を11,699個として計算しています。
- (注3) 公開買付者は応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (7,800,000株) 以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、本公開買付けにより取得する株券等に係る議決権の数は最大で11,699個となり、「買付け等後における株券等所有割合」は最大で100.00%となります。
- (注4) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付け等に要する資金 249,600 千円

(注) 「買付け等に要する資金」は、本公開買付けにおける買付予定数 (7,800,000 株) に、1 株当たりの買付価格を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
新光証券株式会社 東京都中央区八重洲二丁目 4 番 1 号

② 決済の開始日
平成 21 年 3 月 24 日 (火曜日)

(注) 法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成 21 年 4 月 7 日 (火曜日) となります。

す。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

（９）その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（7,800,000株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国の各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、解除書面（公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違

約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日

平成 21 年 2 月 17 日（火曜日）

(11) 公開買付代理人

新光証券株式会社 東京都中央区八重洲二丁目 4 番 1 号

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについては、対象者の平成 21 年 2 月 16 開催の取締役会において賛同を得ています。

また、本公開買付けにあたり、公開買付者は、対象者の代表取締役社長であり大株主である中飯純子氏（保有株式数 2,125 千株、発行済株式総数に対する保有株式数の割合（以下「保有割合」といいます。）17.92%）、対象者の大株主である中飯マツエ氏（保有株式数 404 千株、保有割合 3.41%）、ナカイインタナショナル有限会社（保有株式数 2,778 千株、保有割合 23.43%）、エール株式会社（保有株式数 1,170 千株、保有割合 9.87%）、ナカイ興産有限会社（保有株式数 353 千株、保有割合 2.98%）、有限会社エヌエフジー（保有株式数 332 千株、保有割合 2.80%）との間で、平成 21 年 2 月 16 日付で「公開買付応募契約書」を締結しており、かかる契約に基づき、各々が保有する全ての対象者株式（保有株式数合計 7,162 千株、保有割合 60.41%）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 対象者の株式は、現在、大阪証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けにおいては買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所市場第二部の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に適用ある法令に従い、対象者を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には対象者の株式は上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株式を大阪証券取引所において取引することとはできません。

② 対象者は平成21年1月30日付けで、「特別損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表による平成21年3月期の業績予想の修正は以下のとおりです。

(i) 特別損失の発生

「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当社が保有する固定資産の一部（土地）について減損処理を行い、当第3四半期において1億16百万円の減損損失を特別損失に計上いたします。

(ii) 平成21年3月期通期の業績予想数値の修正（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

（金額の単位：百万円）

	営業収益	営業利益	計上利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想(A)	2,787	△174	△177	△721	△61円62銭
今回修正予想(B)	2,747	△200	△204	△895	△76円58銭
増減額(B)－(A)	△40	△26	△27	△174	—
増減率(%)	△1.4%	—	—	—	—
(御参考) 前期実績(平成20年3月期)	3,170	△375	△406	△1,426	△121円85銭

(iii) 修正の理由

通期の業績予想につきましては、世界的な景気後退による消費減退の影響により、売上高、営業利益及び経常利益は、前回予想を下回る見込です。また、前述の特別損失計上及び投資有価証券売却による特別損失が見込まれることから、当期純利益も前回予想を下回る見込です。

- ③ 対象者は平成 21 年 2 月 16 日付けで、「事業の現状、今後の展開等について」を公表しております。

以 上